

税務当局、海外資産・所得に着目

個人の税申告の内容をチェックする「税務調査」が例年7月から本格化する。税務当局が着目するのは、海外の資産・所得や生命保険に関する申告漏れだ。

「為替差益の申告がありません。」東京都の会社役員Aさん(60)は最近、税務調査に訪れた調査官から指摘を受けた。Aさんは一昨年、米国の不動産を売却し、代金をドルのまま海外口座に入れた。それを昨年、円に換えて日本に送金したところ、預け入れ時より大幅に円安になつたため、1,000万円近い為替差益が発生した。Aさんは「為替差益は申告する必要はない」と思い込んでいたが、外貨預金の為替差益は総合課税の対象で申告する必要がある。Aさんは修正申告に追い込まれた。

「死亡保険金を受け取る権利が相続財産から漏れています」。神奈川県の主婦Bさん(70)は税務署の調査官からこう言られた。3年前に夫が死亡し、相続税の申告をした。夫が保険料負担者で被保険者だった死亡保険金は申告されたが、Bさんが被保険者の死亡保険は申告しなかつた。しかし、Bさんが被保険者の契約分も保険金を受け取る権利を相続したことになり、修正申告を求められた。

税務調査は大きく二つの方法がある。調査官が納税者の自宅などを訪れて直接質問する実地調査と、文書を送付するなどして質問への回答を求める「文書などによる調査」だ。2023年度(事務年度=7月~翌年6月以下同)に実地調査や文書などによる調査を合計した所得税の申告漏れ所得額9,64億円、追徴税額13億円はいずれも過去最高だった。相続税は実地調査1件当たりの追徴税額が8,000万円台と新型コロナ禍前を上回る。

税務当局は過去の申告や支払調書などの税務データを納税者ごとに国税総合管理(KSK)システムで管理する。これに基づき、申告漏れが疑われる案件を選定して調査してきたが、所得税では23年度から人工知能(AI)を活用し

て調査効率を高めている。過去の調査内容と結果をAIに学習させて追徴税額が増えそうな調査先を選んでいるともられる。25年度からは相続税の調査でもAIを活用する方針だ。

調査先選定にAI活用

「相続税では名義預金や生命保険を受け取る権利の申告漏れなども調査対象になりやすい」。ランダムマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士はこう話す。

父親の場合、被保険者ではない父親が死しても保険金は支払われない。だが、保険契約は保険料を負担した財産価値のある契約引き継ぎので、相続税の対象となる(藤曲武美税理士)。父親の死亡後、契約を子が引き継げば、解約返戻金に相当する額で保険契約を評価し、相続財産として申告されることが多い。

一方、加算税は、本来の納税額と申告額との差額に、定められた割合を掛けた金額だ。申告漏れの内容や発覚するまでの経緯により、4種類に分かれる。例えば期限内に申告漏れ、掛け捨て型ではなく、終

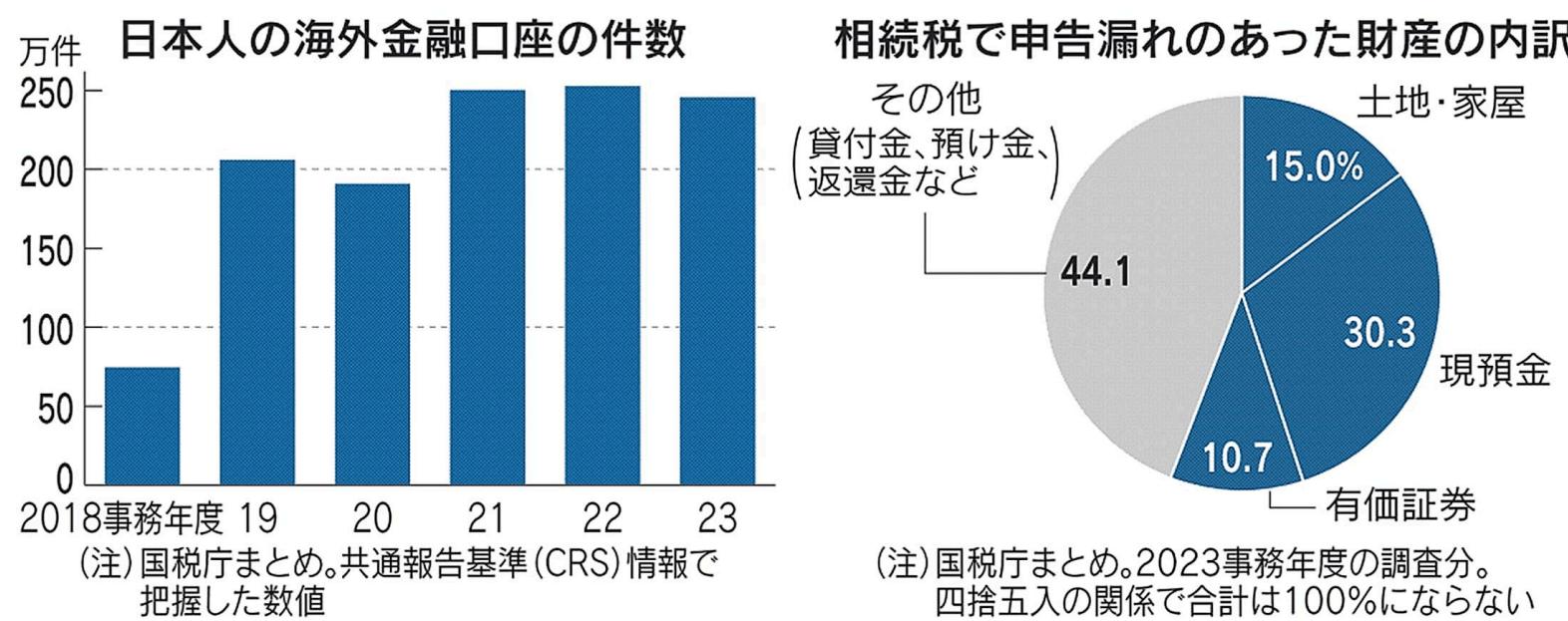
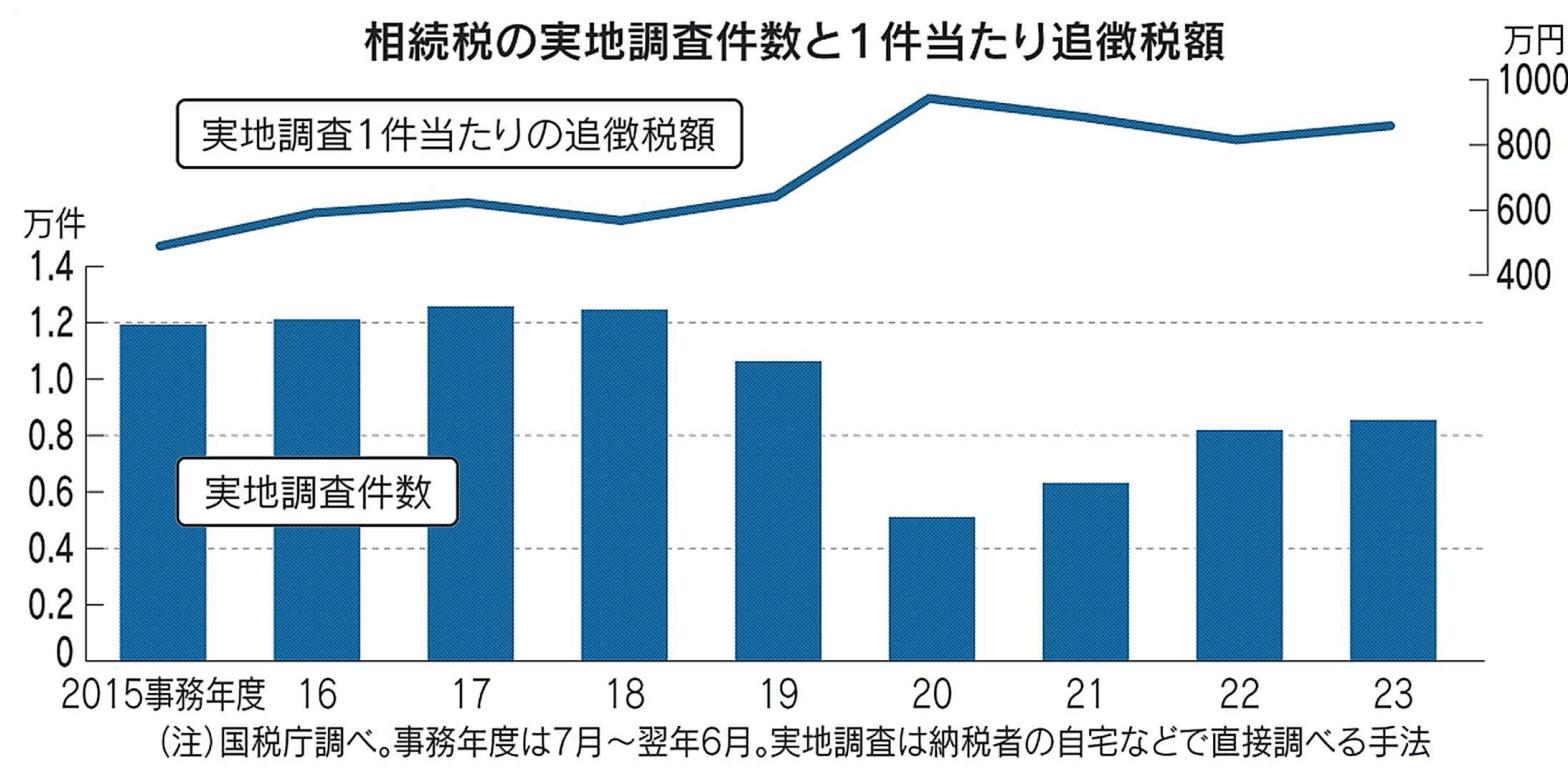
追徴課税とは、税務当局がペナルティーを含め追加で課税・徴収することだ。納税すべき額は速やかに申告・納付する必要があるが、申告した額が本来の額より少なければ、差額分と延滞税や加算税を合計した額を徴収される。

延滞税は、納付が遅れた分に対応してかかる。

利息に相当し、利率はその期間により異なる。2025年は、納めるべき期限から2ヶ月以内は年率2・4%、それを過ぎた期間は8・7%がかかる。

一方、加算税は、納付が遅れた場合に相当する額を加算する。

申告漏れが遅れた場合は、「無申告加算税」となり、当初に申告漏れの内容や発覚するまでの経緯により、4種類に分かれる。例えば期限内に申告漏れ、掛け捨て型ではなく、終



相続税の申告漏れになりにくい保険と申告漏れになりやすい保険の例(死亡保険)					
契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	受取人にかかる税金	申告漏れになりにくい	申告漏れになりやすい
父親	父親	子	相続税	→申告漏れになりにくい	
父親 (死亡後は子)	母親	父親 (死亡後は子)	相続税	→申告漏れになりやすい	

最近の税務調査での税務当局からの指摘例		
指摘の内容		手掛かりとなつた主な資料
海外で売却した美術品の譲渡益の申告がなく、多額の海外資産があるのに国外財産調書の提出もない		確定申告書、国外送金等調書
海外不動産を売却して得た外貨預金の為替差益の申告が漏れている		確定申告書、国外送金等調書
海外で5000万円超の預金や株式を保有しているが、国外財産調書の提出がなく、運用益の申告もない		CRS情報、確定申告書
被相続人が海外に保有していた預金の申告漏れがある		相続税申告書、国外送金等調書
被相続人が契約者で保険料を負担していた保険契約(被保険者は相続人)の申告漏れ		相続税申告書、生命保険会社からの契約者変更の調書

た共通報告基準(CRS)に基づくためCRS情報とも呼ばれる。個人は年末時点の国外財産が5,000万円を超えると、財産の種類や金額を記した国外財産調書を提出する義務がある。年末の提出件数は1万3,243件と10年連続で増加。金額は計6兆4,897億円と過去最高だ。税務署はCRS情報と国外財産も対象となる。日本人が海外に持つ金融口座は23年度に法人分も含めて約2,46万件と20年度から3割近く増加。国税庁は各國・地域の税務当局と金融口座の情報交換を本格化し、預金や有価証券の残高、利子・配当金の受取額などを入手している。経済協力開発機構(OECD)が策定し

「相続税では名義預金や生命保険を受け取る権利の申告漏れなども調査対象になりやすい」。ランダムマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士はこう話す。

「相続税では名義預金や生命保険を受け取る権利の申告漏れなども調査対象になりやすい」。ランダムマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士はこう話す。

た共通報告基準(CRS)に基づくためCRS情報とも呼ばれる。個人は年末時点の国外財産が5,000万円を超えると、財産の種類や金額を記した国外財産調書を提出する義務がある。年末の提出件数は1万3,243件と10年連続で増加。金額は計6兆4,897億円と過去最高だ。税務署はCRS情報と国外財産も対象となる。日本人が海外に持つ金融口座は23年度に法人分も含めて約2,46万件と20年度から3割近く増加。国税庁は各國・地域の税務当局と金融口座の情報交換を本格化し、預金や有価証券の残高、利子・配当金の受取額などを入手している。経済協力開発機構(OECD)が策定し

「相続税では名義預金や生命保険を受け取る権利の申告漏れなども